**平成２４年（フ）第１２２号**
北海道小樽市梅ケ枝町８番３号　ソロール三番館Ａ棟103、前住所北海道小樽市豊川町16番８号　Ｈ．ＡＰⅡ３Ｆ
債務者　内山　貴志
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２４年（フ）第１２３号**
北海道小樽市梅ケ枝町８番３号　ソロール三番館Ａ棟103、前住所北海道小樽市豊川町16番８号　Ｈ．ＡＰⅡ３Ｆ
債務者　内山　　操
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２４年（フ）第１２５号**
北海道小樽市祝津１丁目３番236号　祝津住宅２号棟、前住所北海道小樽市花園３丁目18番２号　ソニア花園Ｉ205号室
債務者　菓子田弘絵（旧姓富沢）
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２４年（フ）第１３１号**
北海道小樽市桜４丁目７番19号、前住所北海道小樽市望洋台２丁目16番218号　望洋台団地２号棟
債務者　大橋　幸江
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２４年（フ）第２２６号**
秋田市山王５丁目１番１―402号
債務者　小野あゆこ
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第２２９号**
秋田市千秋城下町２番24号　有明アパート４Ｆ１号
債務者　石川　宏樹
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第２５号**
秋田県山本郡八峰町八森字八森145番地
債務者　大塚　真也
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
秋田地方裁判所能代支部

**平成２４年（フ）第３８号**
秋田県大館市芦田子字塞神南24番地、前住所秋田県男鹿市船越字内子350番地
債務者　高橋美恵子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
秋田地方裁判所大館支部

**平成２４年（フ）第６６号**
群馬県桐生市東１丁目９番21―38号
債務者　新居めぐみ
1　決定年月日時　平成24年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２４年（フ）第７６号**
岐阜県高山市石浦町３丁目654番地　丸山住宅１号
債務者　三浦　善信（旧姓戸嶋）
1　決定年月日時　平成24年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

**平成２４年（フ）第１５０８号**
名古屋市南区要町２丁目15番地の１　第１ひまわり荘Ｃ号
債務者　姫田裕美子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第２１１号**
三重県四日市市前田町14番４―87号　市営、前住所三重県四日市市波木町405番地40
債務者　田島　節子
1　決定年月日時　平成24年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２３年（フ）第１６０１号**
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　小栗栖北団地36―406
債務者　小野　陽一
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第１０１５号**
京都市南区唐橋羅城門町43番地　羅城門ハイツ　105号室
債務者　中村　桃枝
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第１０３６号**
京都市山科区御陵荒巻町56番地15　ヒューマンハイツ山科201
債務者　蓮井　信光
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第１０６１号**
京都市右京区西京極前田町13番地　オーケーワン101
債務者　宮下芙美枝
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第１１０１号**
京都市山科区西野左義長町35番地９　エクセレント203号室
債務者　馬口　　貴
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係